

飲食店・小売店 必見！ インボイスで変わる レシートの表示方法

税理士 賀須井章人

2022年4月28日



賀須井章人税理士事務所

目次

- 消費税の計算の仕組み
- インボイス制度とは
- 複数税率（軽減税率）とは
- 小売店や飲食店も関係があるの？
- インボイスがないと何が困るの
- インボイスを発行できるのは課税事業者のみ
- 課税事業者と免税事業者の判定
- 免税事業者がインボイスを発行するためには
- インボイス制度に対応したレシート
- インボイス制度に対応するための準備
- 免税事業者が課税事業者になったら



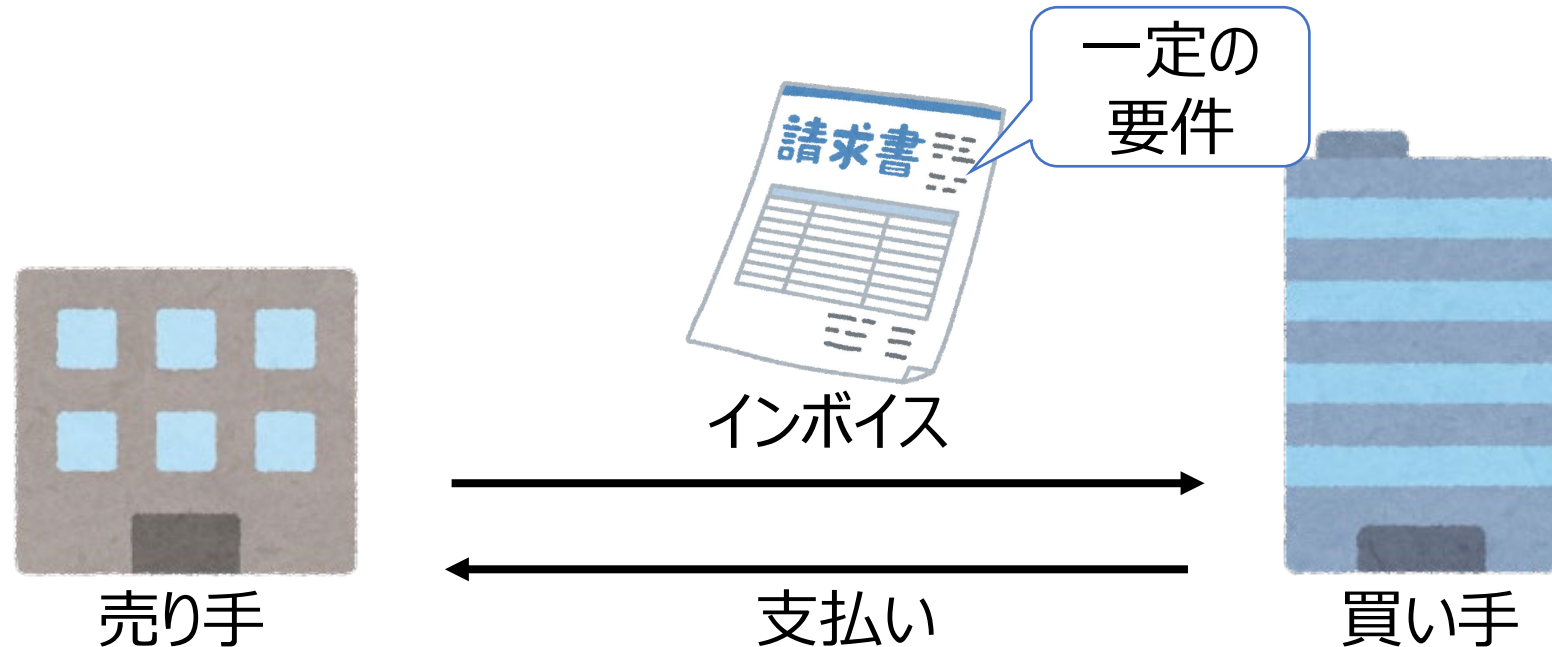
消費税額の計算の仕組み

納付する消費税額は、売り上げのときにお客様から受け取った消費税から、材料を仕入れる時などに支払った消費税を差し引いて、計算します。



インボイス制度とは

インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式です。2023年10月1日から導入され、導入後は、売り手・買い手ともに新たな義務が課されます。

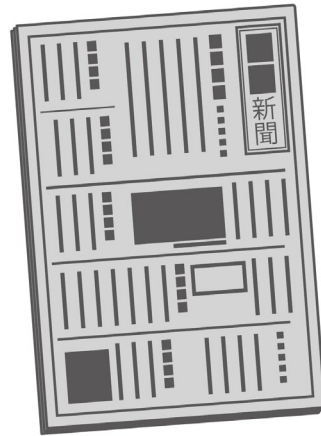


複数税率（軽減税率）とは

2019年10月に消費税率が改正（8%⇒10%）された際に、食料品などは軽減税率が適用され、8%のまま据え置きになりました。



飲食料品(お酒を除く)



週2回以上発行される新聞



テイクアウトや宅配の飲食料品



小売店や飲食店も関係があるの？

小売店や飲食店は標準税率（10%）と軽減税率（8%）の両方を取り扱うことが多いので、インボイス制度への対応が不可欠となっています。



インボイス制度に対応したレシート

レシートを発行する際は、必要な要件を満たし、簡易インボイス（適格簡易請求書）を！

①	スーパー○○ 東京都練馬区… 登録番号 T12345…
②	XX年11月30日
	領収書
③	コーラ※ 1点 ¥108
	ギユウニウ※ 1点 ¥972
	ハミガキコ 1点 ¥330
	合計 ¥1,410
⑤	10%対象 1点 ¥330
	8%対象 2点 ¥1,080
	お預り ¥1,500
	お釣 ¥90
③	※印は軽減税率対象商品

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一レシート当たり、税率ごとに1回ずつ）



インボイスがないと何が困るの-1

事業者は消費税を計算する際に仕入れにかかる消費税額を控除して計算しますが、インボイス制度が導入されると、インボイスの要件を満たしたレシートや領収書でないと支払った消費税額を控除できなくなります。



インボイスがないと何が困るの？ -2

販売先が（課税）事業者ではなく、消費者であれば、インボイスの交付を求められることはありません（消費者は消費税の申告が必要ありません）。

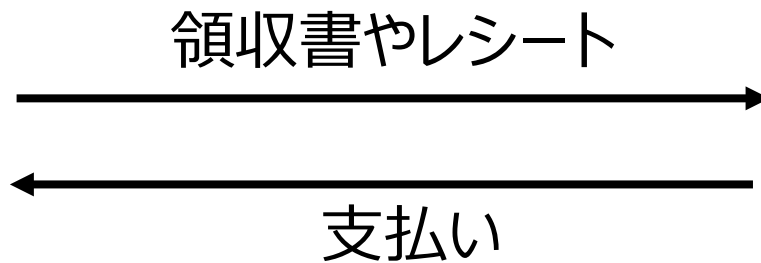
登録番号を取得しないと取引が...



別にインボイスでなくても構わないよ



売り手

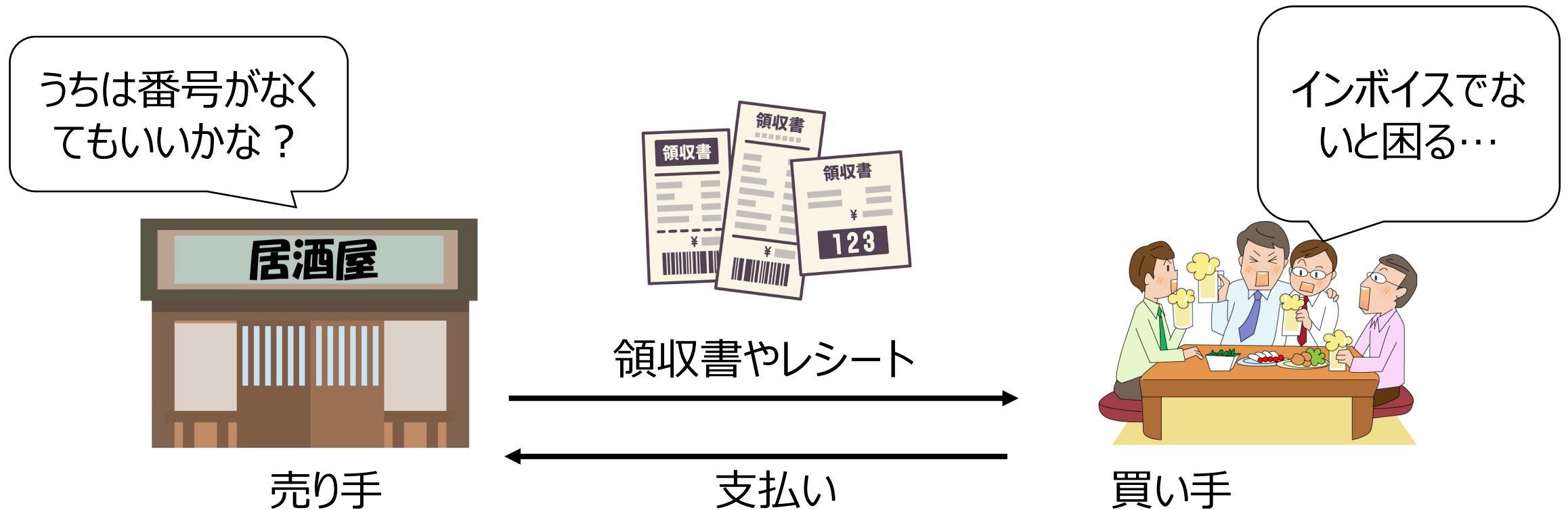


買い手



インボイスがないと何が困るの？ -3

会社の行事や接待などで飲食店を利用する場合には、会社の経費とするために領収書やレシートをインボイスとして利用することになります。



インボイスを発行できるのは課税事業者のみ

インボイスを発行できるのは、課税事業者のみです。消費税の納税義務のない免税事業者はインボイスを発行することができません。

インボイスを
発行できる

課税事業者



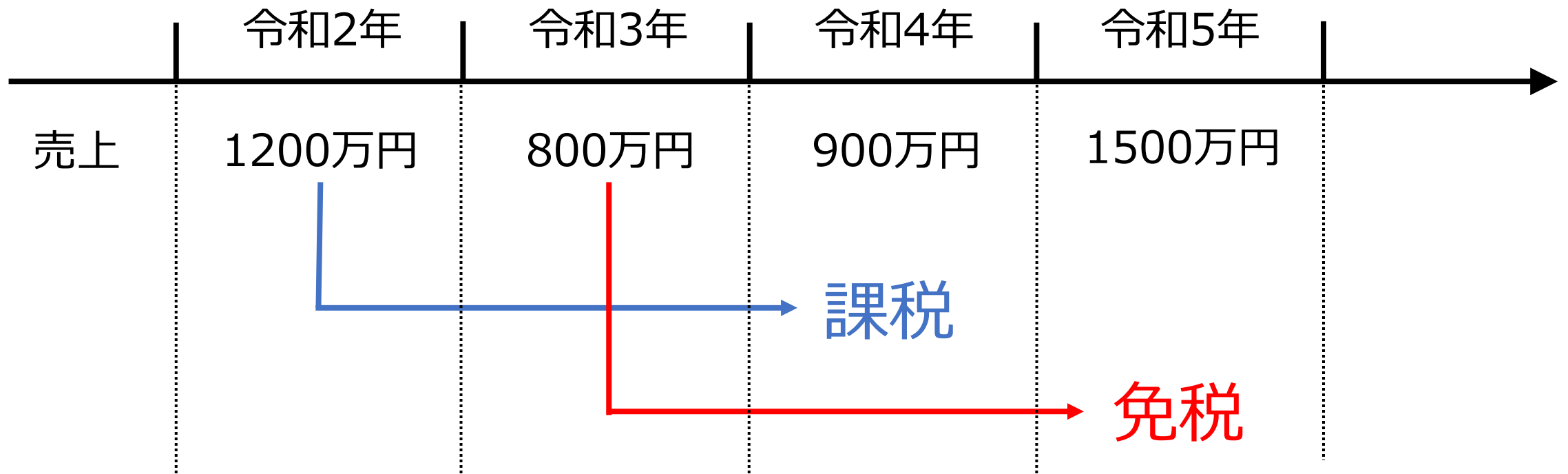
インボイスは
発行できない

免税事業者



課税事業者と免税事業者の判定

課税事業者になるか免税事業者になるかは、原則として
2年前の売上高 (> 1000万円) で判定



免税事業者がインボイスを発行するには

免税事業者は、消費税の課税事業者を選択することで、インボイス発行事業者としての登録ができるようになります。

2023年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出

免税事業者



インボイス制度に対応するための準備

小売店や飲食店がインボイス制度に対応するためには、複数税率に対応するレジや、複数税率に対応する会計ソフトなどを準備する必要があります。



補助金の利用なども
検討しましょう！



免税事業者が課税事業者になったら

免税事業者が、課税事業者になることを選択して事業者になった場合には、消費税の申告と納税が必要になります。消費税の申告は複雑で間違いやすいので、「簡易課税制度」の利用を検討しましょう。

簡易課税
制度とは？

小規模事業者向け
の特例

売上高を計算すれば、
納税額まで計算可能

仕入にかかる税額は
みなし仕入率を利用

期限までに届出書の
提出が必要



最後までご視聴いただき
ありがとうございました。

賀須井章人税理士事務所

東京都練馬区中村北4-10-3 リラパレス701

電話 : 03-5848-6063

E-mail : kasui-a@tkcnf.or.jp

<https://kasui-taoffice.tkcnf.com/>



賀須井章人税理士事務所